

令和3年度第8回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和3年12月2日（木曜日） 14時から15時13分
- 2 場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、酒井暁子、高橋章浩、津谷信一郎、二宮咲子、丹羽由佳理、速水洋、廣江正明、藤倉まなみ、吉田聡
- 4 傍聴人 3人（一般傍聴人の定員10人）
- 5 議 題
 - (1) 対象事業の審査
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について
 - (2) その他
- 6 審議概要
 - (1) 対象事業の審査
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について
(事務局)
資料1-1「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る審議資料」について説明。
(一ノ瀬会長)
ただいま、説明のありました内容については、これでよろしいでしょうか。
ありがとうございます。それでは早速、答申案についての審議に入りたいと思います。
(事務局)
資料1-2「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る答申案」について説明。
(一ノ瀬会長)
ありがとうございます。それでは、最初に事務局は欠席の委員から御意見を預かっているでしょうか。
(事務局)
欠席の委員から御意見は預かっておりません。
(一ノ瀬会長)
分かりました。それでは続いて、この答申案について、委員のみなさまから御意見をいただきたいと思いますので、御意見のある委員は発言をお願いします。いかがでしょうか。
(酒井委員)

生物多様性、動植物の保全措置について不十分だというところですが、既存の農地の生物の生息場が失われる懸念が強くあります。農地がまるごと切土、盛土によって改変されてしまいますが、個別事項に水周りのことについては詳しく書かれていますが、既存農地という文言については、どこにも出て来ないので、どこかに一言、入れていただきたいと思いました。個別事項のウに含まれるかもしれませんが、そこでもよいのですが。総括事項の中にも例えば、「本事業の大規模な土地改変により、動植物の生息地である広大な草地や水辺また既存の農地など自然環境の消失が懸念されるが」など農地という一言を入れることを検討いただけないでしょうか。

(一ノ瀬会長)

基本的には整備後も農地は残ることになると思いますので、表現が少し難しいかなと思いますが、事務局、いかがですか。

(事務局)

本事業による農地の生態系の部分については、酒井委員を始め生物系の先生からいろいろな御指摘をいただいて、事業者から比較的早い審査会で補足説明がありました。それに対して、追加の御発言がなかったことから、農地については個別事項に入れていないという経過があります。総括事項の1行目の「広大な草地や水辺など」の「など」に農地も含まれるイメージで書いています。

今、「など」について説明しましたが、一ノ瀬会長からも発言があったとおり、農地そのものは消失するわけではありませんので、追加するとすれば、工夫が必要になるかと思います。

(酒井委員)

確かに農地については「消失」という言い回しはおかしいですが、「本事業は大規模な土地改変により、動植物の生息地である広大な草地や水辺また既存の農地への影響が懸念される」とすればよいのではないのでしょうか。それと事業者からの説明に対し、その後やりとりがなかったのが、個別事項には挙げていないということですが、我々の指摘に対して、事業者の説明は有機的な連携を創出するように対策を講じていくということだったように思います。それはまさに総括事項で指摘している「イメージや観念的なものが多く」に当てはまる答えかと思います。個別事項に入れないのは、審査会の審議過程を踏まえれば、仕方ないにしても、総括事項の中には農地をしっかりと書き込んでいただきたいと思います。

(奥委員)

確かに農地は土地区画整理事業によって、新たに農業振興地区として整備されることはされるわけですが、今ある水田は基本的にすべて失われてしまうということを横浜市審査会で事業者から説明を受けています。水田は消失してしまうということですので、横浜市審査会で水田をできるだけ残せないかとか、そういうやりとりもしましたが、地権者の意向で水田はやめて畑作農地に変わっていくことが前提になっているようですので、そういう意味では総括事項の1行目、「広大な草地や水辺など自然環境及び水田の消失が懸念される」とか、農地というよりは、保水効果もあり、グリーンインフラとしての機能も有するであろう水田はすべてなくなってしまうことは非常に残念なことです。水田という言葉を入れていただくとよいかなと思います。酒井委員、どうでしょうか。

(酒井委員)

おっしゃるとおりです。「消失」という文言は重要なので、奥委員がおっしゃったように「広大

な草地や水辺など自然環境の消失が」。

(奥委員)

「自然環境や水田の消失」では。

(酒井委員)

ちょっと待ってください。自然環境という言葉を入れると、水田や農地は自然環境なのかという話になってしまうので、自然環境という言葉は避けて、生物多様性の基盤となってきた広大な草地や水辺、水田の消失が懸念され、更に既存の農地も改変されてしまうというような感じではどうでしょうか。

私の言いたいことは、水田は大切に、「消失」という言葉も大切ですが、それに加えて農地が改変されるということも重要で、ただ農地については「消失」と言えないので、そこは文章を少し書き分けて、何々の消失が懸念されることと、更に既存の農地も一度大幅に改変されてしまうが、環境保全措置が観念的で具体化していないのというような感じにつながっていく感じではどうでしょうか。

(一ノ瀬会長)

もし、これに関連して御意見のある方がいらしたら、いかがですか。多分、関連して発言されているという意味では大澤委員、いかがでしょうか。

(大澤委員)

田んぼは消失するということでその表現でよいのですけれども、いわゆる畑地の農地は難しいですよね。僕も何回か圃場整備入ったらトカゲも棲めなくなりますよ、とか言いましたが、このアセスメントの中で細かくそこまで書き込むのは難しいかなと。その後、事業者とやりとりしていてそのような印象を持っています。これは言っても無駄かなと思って、言うことをやめてしまったのですが。ただ、ほかの委員の強い意向があればうまく書き込むのはありかなと思います。

(酒井委員)

ちゃんと対策が取れていないのは間違いないのですが、農地であり続ければよいという話でもないです。横浜市の審査会にも出ているので、そこでの議論を引きずっているところはあるのですが、切土、盛土して、地面を均して、土留めの擁壁をはりめぐらせてというような、まったく造り替えると、新たに畑を造成するけれど、影響はないようにやりますと事業者は回答しています。そのところが、まさに有機的なつながりを大切に、というようなイメージで語られていて、具体的にどうかというところが全然分からない話になっているということが懸念されるところで、ぜひ入れていただきたい。それと、見落としているところとしては、里山のランドスケープ、生態系は一体として作られているというところで、田んぼが、草地が、畑が、それぞれをバラバラと上げていく前に、例えば、地域で貴重な里山ランドスケープが全面的に改変されると、その影響は大きいのだ、ということをごくかに入れていただくのがよいかなと思います。これを踏まえて事業者が何をやっていくのか、できるのかということはもちろん分からない。事業者の立場に立てば、そんなことを言われても、という感じになるのはもっともですが、緊張感を持ってより丁寧に環境保全にあたってもらいたいと感じています。例えば、水環境の消失であれば、「代わりになるビオトープを作ればいいでしょう」みたいな、そういう個別対処療法的な感じで軽く対応してほしくないというのがありまして、もう少しきつく言えないものかなと思うのですが、どうでしょうか。

(一ノ瀬会長)

指摘事項でもあるので、その指摘から求めているゴールがどこなのか、というのがある程度明確である必要があると思います。整理をしますと、先ほど、奥委員の意見としましては、消失するものとして、水田を明示的に加えた方がよいのではないかと、ということですね。水田については、これまでの審議の中でも、何度か言及され、特に大澤委員から指摘も入っているところかと思えます。酒井委員の御意見としては、水田にとどまらず、既存の農地あるいは里山ランドスケープとでも申しましょうか、これまで事業者にも指摘したり、議論したりしていないことをここに加えるのは、審議の結果として違和感があるかなと思うのですが。

(酒井委員)

言い回しとしては、今まで「里山ランドスケープを構成する既存の農地」という言葉は使っていません。

(一ノ瀬会長)

それで、その結果として、どのようなことを求めますか。

(酒井委員)

事業者は農地が一度、大規模に改変されることに対して、工期を工夫したりですとか、有機的な連携を高める工夫をしたりして保全しますという言い方をしています。そこを真摯につめてもらいたい。

(一ノ瀬会長)

それは、個別事項のところの一段落目に入るのかなと思うのですが。

(酒井委員)

ウのところですか。

(一ノ瀬会長)

はい。

(酒井委員)

そうですね。ここは特定の種を対象とした話になっていますけれども、これに盛り込まれていると。ただ、文章になってしまうと、文章で表現したことがすべてになってしまうと思いました。しかし、神奈川県審査会では、このあたりの議論をあまりしていないのは確かなので、今さら仕方ないということなのかもしれません。ちょっと悔やまれるところではあります。

(一ノ瀬会長)

生物の保全という意味であれば、ここに含まれると思うのですよね。ただ、もちろん景観であったり、もっとスケールの大きな話であれば、ここはちょっと違うのかもしれないのですけれども。

(酒井委員)

もちろん生態系というのは、種から構成されているので、そこにある種を大切にすることというのは、生態系を大切にすることにほかならないわけですが、それは一ノ瀬会長も専門家なので、研究者には特にもう説明は必要ないことなのかもしれないけれど、むしろ生態系の専門家の一ノ瀬会長の御意見を伺いたいところです。

(一ノ瀬会長)

酒井委員がおっしゃりたいことは、私もよく理解しているのですが、これまで事業者とやり取り

してきた中で、それを踏まえて、最終的に意見を上げていくプロセスになると思いますので、そういう意味では、確かに今の総括事項では、草地や水辺など自然環境というような言い方をされていて、ここに明示的には農地が入っていないわけですが、奥委員が言われた自然環境・水田なのか、自然環境や水田なのか、そういったものを明示的に入れるというのは一つの案なのかと思いました。例えば、既存の農地という言い方をもし入れる場合には、当然、改変するから変わってしまうので、ではどんな農地がよいのかとか、これまでのさっき説明いただいた資料1-1で、農地に関する議論を見ると、どちらかという農地と農地の間の空間が必要だということは、御意見をいただいたりもしているのですが、水田以外の畑地の部分については、確かあまり突っ込んだ議論をしていないと思うのですよね。

(酒井委員)

あまり、情報がなかったからですね。

(一ノ瀬会長)

あと、明示的に書き込むのはすこし辛いのではないかと思います。書くのだとすると、農地と農地の間の生息地とかの議論だったのかと思いますけど、ただそこまで書くとなると、あと樹林とかの議論をしたのですが、樹林までは明示的に書いていないので、「など」というところで含むという、私の理解なのですけれども。

(酒井委員)

農地と農地の間というのは、法面とか畔とかですかね。

(一ノ瀬会長)

だと思います。たぶん、大澤委員にいただいた意見ですかね。

(酒井委員)

一ノ瀬会長に説明するまでもないのですが、農地の生態系というのは作物が植わっている、いわゆる植栽面だけではなくて、その周辺も含めて農地の生態系ができていますので、新しい農地がどういう形状のものかきちんと示してもらっていないのだけれども、分かっているのは完全に切土盛土して、いわゆる耕地整理をするイメージでまるっきり造り変えるわけですよ。広大な草地や水辺のところ、水辺についての落としどころはイメージできていますが、草地の方はまるでそういう落としどころはついていないので、草地にもいろいろなタイプがあるかと思いますが、草地自体を保全するとか、どこをどういうふうに変換するとかの議論は特にしていませんよね。

(一ノ瀬会長)

そうですね。

(酒井委員)

だから、農地と農地の間という議論をしているのだから、既存の農地に生息していた動植物・生態系への影響は懸念されるということは、指摘してもよいのではないですかね。

(一ノ瀬会長)

例えば、事業の目的には、ここの自然環境や農地景観というものを生かしたという言い方を事業者がしているのですが、例えば、総括事項で「本事業は大規模な改変により」と言っているのに、「大規模な農地景観の改変により」というふうに入れるとかですよ。そうであれば、今、酒井委員がおっしゃりたいことは、かなりそこに含まれるのかと思うのですけれども。

(酒井委員)

「大規模な農地を含む人為的な自然環境の改変により」とする形でしょうか。面積的には草地と農地が半々ぐらいか、農地の方がすこし少ないぐらいですよ。全体が農地とは言えず、草地の部分もかなり広いと思うのですけれども、

(一ノ瀬会長)

全体をひっくるめて農地景観と言ってしまおうか。

(酒井委員)

農地景観、よいと思います。

(一ノ瀬会長)

事務局、いかがでしょう。二宮委員から関連して御意見ということですか。先にそちらをいただきますでしょうか。

(二宮委員)

資料1-1の36ページの20のその他のところですが、私がだいぶ前の審査会の時に、準備書の最初のところに書いてある農地振興策について質問した時に、横浜市の都市農業推進プランが今回審査対象となっている事業の上位関連計画であるということと、これと整合した土地利用を図るという事業者からの回答を確認しました。そこに書かれているまさにこの場所の旧上瀬谷通信施設の農業振興策の策定がちょうど時期を迎えているのですけれども、まだ策定されていないことを確認しました。事業者からは「今後検討していく」という回答を得て、このときの質問事項については確認事項として終わらせたのですが、やはり今、酒井委員がおっしゃっていることですか、この場所が農業振興地域の土地区画整理事業であるという非常に大きな政策的な位置付けがある中で、そういう場所と生物多様性を含めた多様な公共的な価値をどのように位置づけるかということが、そういう計画がない中で、この土地区画整理事業が先にあるということと、またアセスがあるということが、今の議論を非常に難しくしていると私は理解しています。ですので、確認事項で、私の質問はこのことを審査の過程で確認していたのですが、これは指摘しなくてもきちんと事業者が上位施策と連携して、生物多様性を含めた公共的な価値を捉えた事業を行っていくかということ私を確認したことでそのままにしたのですが、指摘事項にしなくても大丈夫かということ、皆様と事務局の方にもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

関連して農地、その後の農業の振興についてですけれども、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

確かに酒井委員が一番御懸念されているのは、環状4号線より西側の農業振興地区の部分ですが、農地としては残るということではあるのですが、その質的な意味合いは相当変わるであろうと。これは横浜市のアセス審査会での審査も踏まえて、そこを多分懸念されているのだらうと思います。それについては、本審査会でも多くの委員から早期に指摘があって、それに対して事業者の説明が有機的な連携ということで、何をやるのか正直分からなくて、抽象的な説明にとどまっているので、そういうところも踏まえて、総括事項の中で観念的という言葉も使っています。確かに農地周辺の作り方、どういう設えにするのかということと生物多様性に与える影響は大きく変わり得る可能性はあるのですが、先ほど大澤委員の発言もありましたが、なかなか期待しづらいという

こともあって、個別事項にはあがってきていないということです。事務局としては、この答申案の審査の段階になって、個別事項の一つ入れるというのはなかなか難しいかなと考えておまして、総括事項の中に今日の議論を踏まえて、何らかの農地というようなキーワードを何らかの形で入れ込んでどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

あと、今、二宮委員から質問があった農業振興についてはいかがですか。

(二宮委員)

そうですね。今、おっしゃられた回答の中で、やはり総括事項にそういった計画とも連動してということも入れていただければ、市のプランなのでそれを県のアセスでどの程度はつきり言えるかということもあるかと思うのですけれども、私はそれでよろしいかと思えます。総括事項の方に入れていただければよいのかと思うのですが、もしお応えいただけるならお願いします。

(一ノ瀬会長)

二宮委員、今の点ですけれども、総括事項の真ん中よりも下くらい、また、計画を具体化するに当たり、というようなところに含まれるのかなとは思いますが、明示的に出したほうがよいということですかね。

(二宮委員)

いえ、そこまで私の強い要望というのは持っていません。今の議論の中で酒井委員のおっしゃっていたことが、上位計画の農業の振興策に入っていれば、もっとスムーズに守られたのではないかという意見です。答申案には今おっしゃられたように、もし農地という言葉が総括事項の方に入るというのであれば、それで私の意見も構いませんということで、よろしくをお願いします。

(事務局)

そういうことであれば、先ほど申し上げたとおり、総括事項の全体の流れとかもありますので、総括事項の中に農地というキーワードを、何らかの形で流れるように入れた文章を検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

(二宮委員)

はい。よろしくをお願いします。

(一ノ瀬会長)

酒井委員もよろしいですか。

(酒井委員)

はい。よろしくをお願いします。

(事務局)

奥委員の水田という御発言もありましたが、水田も含めて入れる方向で考えたほうがよろしいでしょうか。奥委員がおっしゃられている水田、市の審査会の方で出ていましたが、あれは相沢川のかなり上流の部分なので、厳密には酒井委員の農地と捉えている対象が若干、違うかなと思うのですが、水田の取扱いについて、御意見をお聞かせいただければと思います。

(奥委員)

今の事務局の説明は、水田は計画地内に存在していないということですか。

(事務局)

そういうことではなくて、当然、水田は事業実施区域内にあります。

(奥委員)

ありますよね。で、それが全部なくなってしまうという話なので。

(事務局)

水田も言葉として入れるということによいでしょうか。

(奥委員)

はい。是非入れていただきたいという意見です。

(事務局)

はい。分かりました。

(酒井委員)

私からもお願いします。水田も大切です。よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

そういう意味では、水田の重要性については、これもたびたび明示的に議論をしているところでもありますので、水田を明記していただくというのがよいのではないかなと思いますね。

(事務局)

ちょっと確認させていただきたいのですが、水田と農地と両方入れるという理解でよろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

私のアイデアとしては、どちらかという酒井委員が言われているのは農地の中でも畑地も既存のものの中で、それがかなり改変されるので、その分をよく注意してほしいということかなと思うので、どちらかという、農地景観という言い方をしたほうがよいような、私は印象を持っているのですけれども。ですので、「本事業は大規模な農地景観の改変により、」とかというような頭の入りでよいのかなと思うのですけれども。それで良ければ、「広大な草地や水辺など自然環境や、水田の消失が」で両方うまく収まる気がするのですけれども。

(酒井委員)

さっき、私はそれでよいと言ったのですが、やっぱり畑地部分の改変というのは重要なことだと思うので、その農地景観、ランドスケープを言い表すものとして、農地を使ってしまうと畑地の重要性というのはなくなってしまう。農地と畑地は違うのですね。水田というのは広い意味での農地に含まれているのですけれども、水田というふうに特出しするのであれば、横並びの意味での狭い意味での農地というのを出させていただきたいと思います。

(一ノ瀬会長)

それはなかなか難しいですね。

(酒井委員)

文言は事務局の方で工夫して文案を作っただけのではないかと、私も瞬間的には出てこないのですけれども、少し時間を掛ければ作文できそうな気がします。

(事務局)

一ノ瀬会長のアドバイスもありましたので、例えば総括事項の1行目、「大規模な農地景観の改変により、広大な草地や水辺などの自然環境及び田畑」というように、消失するものの前に田畑を

入れるのはいかがでしょう。

(一ノ瀬会長)

自然環境や田畑の消失ですか。

(事務局)

はい、そうですね。

(一ノ瀬会長)

酒井委員、いかがでしょう。

(酒井委員)

はい、田んぼも新しくビオトープの中に作るという話なので、畑地も作りますね。既存の田畑の消失というのはどうでしょうか。

(事務局)

草地とか水辺も既存なので、既存は要らないかと考えますが、いかがでしょうか。

(酒井委員)

はい、よいと思います。

(一ノ瀬会長)

そうしたら田畑を加えるという方向で、とりあえずここはよろしいですかね。

(各委員)

発言なし。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。ほかのところについてはいかがでしょうか。ほかは御意見ございませんか。よろしいですか。

(各委員)

発言なし。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしたら、どうしましょう。そのまま今日決定ということではないので、通常だと修正の上、正副会長に一任の取りつけをお願いするのですけれども、事務局、どうしましょう。修正案のままいけるのであれば、今ここで決めてしまうというのもあるでしょうし、前後の整合性とか含め、もう一回御検討いただいて、会長副会長で確認というほうがよろしいですかね。

(事務局)

そうしましたら後者の、修正案を検討させていただいた上で、正副会長という形でお願いしたいと思います。

(一ノ瀬会長)

はい、分かりました。そうしましたら、一応、修正案については、こんな感じだという概略を提案いただきましたが、最終的に前後との整合性を含めですね、もう一回事務局で慎重に精査をいただいて、それを会長副会長が確認するということで決定とさせていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。そのような手順でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきたいと思います。小林副会長にはお手数お掛けいたしますけれども、よろしくお願いします。

(小林委員)

はい、承知しました。

(一ノ瀬会長)

それでは本案件については、以上とさせていただければと思います。次は事務局から報告の申出がありますので、事務局にお願いしたいと思います。

(事務局)

[報告資料] 「環境影響評価法における風力発電所の出力要件見直しへの対応について(案)」について説明。

(一ノ瀬会長)

今、御説明いただいた報告事項について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。津谷委員、お願いします。

(津谷委員)

再生可能エネルギー、自然エネルギーを推進という方向で国は進んでいるのですが、当初言われていたその長所だけでなく、様々な環境影響、悪い影響が大分表にはっきり出てくる時代になりました。それで、この時になりふり構わずこの政策を進めるということは、私は大いに疑問だと思います。やはり環境影響をしっかりと注視して、評価を続けていかなければならないと思います。ですので、今回の少なくとも現状維持という判断は支持したいと思います。以上です。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。酒井委員、お願いします。

(酒井委員)

聞き逃したかもしれないのですが、これが今回、報告ということなのですが、前に太陽光発電の基準の変更に関しては、この審査会でもって審議の対象となったと思うのですが、確かそうですね。

(一ノ瀬会長)

はい。

(酒井委員)

風力は報告になったという、その違いは何でしょうか。

(事務局)

太陽光の場合は、施行規則等の改正が入りますので、それまでの現行制度から変更するという状況においては、審査会の意見を聴いた上で行うということで諮問させていただいております。今回は、基本的には改正も何もしない状態で行ったので、諮問するという形ではなく、報告という形を取らせていただいたということです。

(一ノ瀬会長)

酒井委員、よろしいですか。

(酒井委員)

よく分からないのですけれども、今回の報告について、内容的には賛成です。

(一ノ瀬会長)

基本的には手続的なことなのかと思うのですけれども、変更するのであれば、審査会で審議する案件としてかかってくるということですのでけれども、今回、検討の結果、特に変更する必要がないのではないかということなので、そうすると、そのこと自体を審査会にかけるというよりは今回、報告するという形をとっていただいているということかと思えます。

(酒井委員)

審議の結果、変更しないという結論を出すということではなくて、最初に変更しないというふうに事務局の方で決めると、もうそれは審議の対象にすらならないということですかね。よその自治体でも、同じようなプロセスなのですかね。事務局の方で変更の可能性があります、というふうに判断すると、実際に変更するかしないかということも含めて審議の対象になるということですかね。行政手続について、私は素人なので、あまり専門的な意見は言えないのですけれども、これは、自然な流れですか。少し専門家の先生の御意見を聞きたく思うのですけれども。

(一ノ瀬会長)

藤倉委員の手があがっているのですけれども、関連してでよろしいですか。

(藤倉委員)

行政から問われて答えを出す諮問答申以外に、審査会も必要があれば意見具申といって、自発的にここは改正する必要があるということは、言おうと思えば言えると思いますので、もし先ほどの酒井委員の御懸念で、5000キロワットではないようにすべきだというのであれば、そういう意見をおっしゃればよいのではないかと思います。私の意見としては、県条例に係る風力発電の規模要件はそのまま据え置くのがよいと思いますし、既に法が施行されているので、現状では、法の風力発電施設に係る出力要件で引き上げられた部分が、もう県の対象になってしまっています。これを引き上げるか引き下げるかということであれば、今、引き上げる根拠も引き下げる根拠もないので、このままでよいと思います。県に伺いたかったのは、国の方のこの動きは、法と条例の割合がという話は書かれているのですけれども、実際には当時の河野行政改革担当大臣が風力発電を早く建てさせろと言って、規模要件が繰り上がったように私は理解をしていますが、再生可能エネルギーを県として非常に推進している立場も一方ではあるので、アセスの特に風力などについて、手続を速やかに、審議期間を短くしろというような声がアセス事務局に届いているのかいないのかを質問したかった次第です。以上です。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。事務局どうぞ。

(事務局)

国にしろ何にしろ、特にこのアセスの手続自体を短縮するようにとか、そういう声は特には届いておりません。もともと河野行政改革担当大臣（R2.12当時）からの発言は規制緩和という形で、どちらかというとアセス不要という形から始まったものかもしれませんが、その後の経済産業省の入った有識者会議の中では、先ほど御説明したような形で、円滑に導入するにあたって、環境影響評価制度は重要だという方向で報告書を出しているということで、神奈川県としてもそれ

を踏まえた対応をするということでございます。

もうひとつ、補足させていただきますと、これは大規模な風力発電のアセスにかかるものなのですが、神奈川県でこういった大きな風力発電をつくりたいというような話がたくさん出てくるようになれば、たぶん、アセス手続を緩和してくれという話も寄せられるとは思いますが、御案内のとおり神奈川県は、風況がよい場所、風が強い場所はすべて県西の国立公園の方なので簡単に風力発電施設は建てられないということと、湘南海岸のように多少風がくるところはすべて市街地ということもあります。あと、相模湾ですと急に水深が深くなっていて、なかなか洋上風力をつくるのは難しいという話も聞いています。そういった技術的な問題もあって、なかなか神奈川県には大きな風力をつくりたいという話が来ないのだろうと捉えております。

(一ノ瀬会長)

先ほどの酒井委員の質問について、藤倉委員の説明というか補足でよろしいですか。

(酒井委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(事務局)

今回、報告という形をとらせていただきましたけれども、報告したこの案件につきまして、委員の皆様からの御意見をお聞きした上で、仮に検討して改正ということになるのであれば、その改正時には、諮問という形になります。報告という形をとったのはあくまで、今回改正しないというだけの話で、委員の皆様からの御意見は当然、検討材料とさせていただきますと考えています。

(一ノ瀬会長)

ほかに御意見、御質問ございませんか。廣江委員、お願いします。

(廣江委員)

私も今までの話を聞いていまして、特に反対はないのですが、先ほど藤倉委員の方から指摘があったように、この件に関して、現在は神奈川県にそのような案件がない、状況がない、データがない、と、これが今の方向を指示しているのですが、将来的に変わってきた場合、どういう手続でこれが今後進められるのか、我々の方でデータを示さないと、話が進まないのか、それとも何らかの形で案件が増えてきたときに報告があるのか、教えてください。

(事務局)

基本的に出力要件につきまして問題が顕在化してきたとか、技術改良も含めて出力要件が不適當であったというような状況になってきた場合には、事務局でその根拠やデータ等を用意した上で、審査会に報告なり又は諮問なりする形になると考えています。

(廣江委員)

要するに、世の中いろいろなところで風力発電の問題が起きるが、やはり神奈川県がその状況下に置かれた場合に話が先に進むという理解でよろしいですね。

(事務局)

そういうおそれがある場合も含めて、そのようになります。

(廣江委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、この報告事項については、以上とさせていただきます。

本日の議題は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会とさせていただきます。

以上